６　研修・人材育成

（１）研修・人材育成に係る基本方針

|  |
| --- |
| （記載例）  ○ 統合整備推進に関する研修  本土地改良区は、隣接する○○土地改良区と平成○○年をメドに合併することについて検討を進めることとしている。合併に向けた検討を進めるにあたっては、役職員が○○（例：合併協議の体制構築・進め方や合併推進に係る諸課題・懸念事項への対応等）についての基礎的、専門的知識を習得する必要がある。このため、連合会等が主催する統合整備の推進に関する研修等に役職員を派遣し、必要な知識の習得に努めることとする。（必要に応じて、「○○年○○研修に役職員○○名を派遣予定」、「○○年まで毎年、○○名以上を○○研修に派遣」等具体的な計画を記載）  ○ 土地改良施設の維持管理に関する研修  本土地改良区は○○等の土地改良施設を管理しているが、これらの施設の○○（例：老朽化等）が課題となっている。これらの課題に対応し、的確かつ効率的な保全管理を推進するためには、日常管理における点検、操作等及び点検結果に基づく定期的な整備補修等を適切に実施するために必要な基礎的、専門的知識を習得する必要がある。このため、連合会等が主催する土地改良施設の維持管理に関する研修に役職員を派遣し、必要な知識の習得に努めることとする。（必要に応じて、「○○年○○研修に役職員○○名を派遣予定」、「○○年まで毎年○○名以上を○○研修に派遣」等具体的な計画を記載）  ○ 会計・複式簿記研修  財務状況の明確化・透明化を図るため、複式簿記や外部監査の導入を計画していることから、役職員がこれらの基礎的な知識と実務を習得するため、連合会主催の研修会等に参加する。また、非補助土地改良事業を計画しており、事業実施手続や融資制度の習得に努める。  ○ 換地処分研修  換地処分遅延地区の解消に向けて、関係機関との連携・調整や各種制度の活用について検討することとしているが、遅延の原因は複雑かつ長期にわたっていることから各種対応策を検討する必要がある。  また、対応方策検討に併せて、県土連等が主催する異議紛争を協議する研修会へ参加することにより、県内及び近県の他地域で解決を図った類似事例等を把握し、遅延地区の解消に努めることとする。  ○ 換地技術者育成  本土地改良区には、土地改良換地士が在籍しておらず、必要に応じて県土連等からの助言・指導を受けているところである。本地区では、近くほ場整備事業の実施を予定しており、換地委員等の選任及び換地計画作成に当たっての合意形成には、土地改良区における換地業務に関する知識を有する者の存在が不可欠となる。このため、県土連等が主催する換地技術の向上に関する研修に職員を派遣し、換地業務に関する知識の習得に努めることとする。 |